

平成28年6月3日

各 位

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

主任介護支援専門員の資格の取扱いについて

このことについて、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成26年7月4日付老発0704第2号、一部改正は平成27年2月12日付老発0212第1号厚生労働省老健局長通知）において通知のとおり、平成28年度から主任介護支援専門員の更新制度が創設されることになりました。

つきましては、主任介護支援専門員の資格について下記のとおり取扱いますので、お知らせいたします。

記

- 1 「主任介護支援専門員研修」及び「主任介護支援専門員更新研修」の修了証明書（以下「修了証明書」という。）の有効期間は修了証明書発行日から5年であり、更新するためには有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があること。
※更新に関する経過措置あり。（別紙参照）
- 2 「主任介護支援専門員更新研修」修了者は、「介護支援専門員更新研修」の受講が免除されること。また、この者から介護支援専門員証の更新申請がされた場合、新たに交付される介護支援専門員証の有効期間満了日は、「主任介護支援専門員更新研修」修了証明書の有効期間満了日に置き換えられること。
- 3 修了証明書の有効期間を満了した場合、主任介護支援専門員としての資格は失効すること。（介護支援専門員証の有効期間が残っている場合は、介護支援専門員としての資格は有効）
- 4 主任介護支援専門員が「介護支援専門員証」の有効期間を更新せず経過してしまった場合、主任介護支援専門員としての資格も失効すること。

- 5 主任介護支援専門員としての資格が失効した者が、再度主任介護支援専門員となるためには、改めて主任介護支援専門員研修を修了する必要があること。(介護支援専門員証の有効期間も満了している場合は、「主任介護支援専門員研修」を受講する前に「介護支援専門員再研修」を修了し、介護支援専門員証の交付を受ける必要があること。)
- 6 指定研修実施機関について
- ・主任介護支援専門員研修：社会福祉法人岐阜県福祉事業団
(窓口は岐阜県福祉総合相談センター)
TEL：058-239-8063
ホームページ：<http://www.gifu-fukushi.jp/soudan/>

 - ・主任介護支援専門員更新研修：特定非営利活動法人岐阜県居宅介護支援事業協議会
TEL：058-322-3155
ホームページ：<http://www.gifu-kyokai.jp/index.html>

<別紙>

☆主任介護支援専門員更新研修に関する経過措置等について☆

1、平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方

- ・平成30年度（平成31年3月31日）までに主任介護支援専門員更新研修を修了してください。

2、平成24、25年度に主任介護支援専門員研修を修了された方

- ・平成31年度（平成32年3月31日）までに主任介護支援専門員更新研修を修了してください。

3、平成26、27年度に主任介護支援専門員研修を修了された方（経過措置無し）

- ・主任介護支援専門員研修修了日から5年を経過する日までに主任介護支援専門員更新研修を修了してください。

<イメージ>

